

保育環境チェックリスト 解説書

<記入の仕方>

各項目について、下記の数字のうち該当するものを「確認欄」に記入する。

1. 実施なし
2. ほぼ実施
3. 今後実施予定

<註の説明>

I 子どもの全体像を捉える

*1 基本属性とは、児童名、住所、生年月日、年齢、性別、保護者氏名、連絡先、入園保育園名、保育実施期間をさす。

*2 調査項目とは以下に示したものを言う。

1. 身体状況

- ① 身長・体重
- ② 頭囲・胸囲
- ③ 乳児期の栄養状態
- ④ 脊柱・胸郭・四肢・骨・関節・不随運動・筋緊張・深部腱反射・視力・色覚・聴力の異常の有無

2. 疾病

- ① 耳鼻咽喉頭 …耳疾患の有無、鼻・鼻腔疾患の有無、口腔咽喉頭疾患の有無
- ② 皮膚 …伝染性皮肤病疾患の有無、湿疹の有無、アレルギー疾患の有無
- ③ 歯、口腔 …乳歯、永久歯、う歯・歯周疾患の有無
- ④ 心臓 …心臓疾患の有無、心臓の異常の有無
- ⑤ 尿 …腎臓疾患の有無、糖尿病の有無
- ⑥ 呼吸器・循環器・消化器・神経系の異常の有無
- ⑦ 先天性疾患の有無

3. 感染症

- ① 今までにかかっている感染症の確認
- ② 予防接種の状況の把握

4. 平熱の把握

収集された情報が、記録され、職員が活用しやすいように整理されている。

【出典：保育保健の基礎知識】

*3 出生前、出生時の状況とは以下のことを把握する。

- ① 出生体重
- ② 出生身長
- ③ 出生胸囲
- ④ 出生頭囲
- ⑤ 出生順位
- ⑥ 妊娠期間
- ⑦ 胎児数
- ⑧ 分娩方法
- ⑨ 出生時の特記すべき事項（アプガースコアなど）
- ⑩ 先天異常
- ⑪ 先天性代謝異常検査の結果
- ⑫ 出生場所
- ⑬ 妊娠中の異常
- ⑭ 妊娠中の喫煙
- ⑮ 妊娠中の飲酒
- ⑯ 妊娠中の定期検診の状況
- ⑰ 母親学級の受講状況

【出典：保育保健の基礎知識】

*4 発育の様子は以下のことを把握する。

- ① 健診での指導の有無 ② 健診での経過観察の有無
- ③ 頸が座る時期 ④ 寝返り時期
- ⑤ お座り時期 ⑥ 這い這い時期
- ⑦ 発歩時期 ⑧ 転ばないで上手に歩く（歩行が安定する時期）

【出典：保育保健の基礎知識】

*5 既往症については以下のことを把握する。

- ① 既往の有無 てんかん、熱性痙攣、筋疾患、アレルギー等
- ② 入院歴 ③ 手術歴 ④ 定期受診歴 ⑤ 定期服用歴 ⑥ 大きな事故・けが歴
- ⑦ 麻疹 ⑧ 風疹 ⑨ 水痘 ⑩ 流行性耳下腺炎 ⑪ 肺炎
- ⑫ その他の伝染病：りんご病、手足口病、突発性発疹症、その他

【出典：保育保健の基礎知識】

*6 予防接種については以下のことを把握する。

- ① HBワクチン
- ② BCGワクチン
- ③ ポリオワクチン 1回目・2回目
- ④ MRワクチン 第1期・第2期
 (麻疹ワクチン 第1期・第2期 風疹ワクチン 第1期・第2期)
- ⑤ 3種混合 1回目・2回目・3回目・追加
- ⑥ 日本脳炎 1回目・2回目・追加
- ⑦ Hibワクチン 1回目・2回目・3回目・追加
- ⑧ 肺炎球菌 1回目・2回目・3回目・追加
- ⑨ おたふくかぜワクチン
- ⑩ 水痘ワクチン
- ⑪ インフルエンザワクチン

【出典：小児保健福祉学】

*7 定期健診の内容は以下に示した内容である。

- ① 新生児期の発育歴

乳児健診は、異常を発見しやすい月齢を目安に実施される。

乳児期には1か月、3～4か月、6～7か月、9～10か月に行われることが多い。

- ② 1か月健診

1か月健診は、ほとんどは出生した産科施設ないし病院小児科で個別に行われている。

1か月では栄養方法や体重増加が順調であるかどうか確認することがほとんどであるが、新生児期に見過ごされた疾患やこの時期に発見される心疾患を念頭に置いて対応する。疾患の発見は重要であるが、保護者の抱いた不安や疑問を解消して、特に親子関係をサポートすることが重要である。問診、身体計測、一般診察、ビタミンK投与、栄養相談など各施設の特徴を活かした健診が行われている。

③ 3～4か月健診

多くの市町村（保健センターが中心）で最初に実施される健診が3～4か月健診である。問診、身体計測、一般診察が必ず行われ、他に栄養相談や保護者の交流の場として利用されるよう工夫されている。発達面ではほとんどの子どもで頸がすわる。笑顔、固視、追視もほとんどでき、ガラガラの音や両親の声に対する反応も出てくる。モロー反射などの原始反射の大部分は消失する。重症の脳障害をスクリーニングできる時期である。しかし周産期異常のあった子どもでも、一時的に症状が消失する時期でもあるのでなおもフォローが必要である。第1子では、保護者の育児全般に対す不安が訴えとなることが多く、リラックスして対応する。

④ 6～7か月健診

個別健診が多い。問診票によるスクリーニング、身体計測、一般診察や栄養相談が主である。発達面では、寝返り、介助座位、物を手から手に持ち帰る、欲しい物に手を出すなどが観察点である。顔にかけた布を手で取り払うテストは精神発達をみるのによい検査である。食事面では、離乳食が始まっている時期である。

⑤ 9～10か月健診

健診は6～7か月健診と同様で、個別健診が多い。発達面では、四つ這いの動作、つかまり立ちから伝え歩きの粗大運動、指先で小さな物をつまむ動作などの微細運動を観察する。子どもの視線を含めた行動観察が重要になる。

⑥ 12か月健診

12か月は、発育や子育ての上で「お誕生日までに」という一つの目標地点になり、社会的に意義がある時点であると言える。健診の内容は、それまでと変わらないが、歯科保健を取り入れているところもある。運動発達の面では、伝え歩きや独り立ちが可能で、発達の早い子どもでは歩き始めている。精神発達の面では、周囲への関心が高まり、「バイバイ」「チョーダイ」に反応する。単語が出始める。

⑦ 1歳6か月健診

人間のもっとも基本的な機能である歩行と言語発達についてある程度の見極めができる重要な時期であり、この時期に歩行ができなければ何らかの問題を抱えている可能性が高く、また、意味のある言葉を全く話さなければ発達上やはり問題のある可能性がある。

⑧ 3歳児健診

3歳児は、身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期であることから、すべての3歳児に対し、一般・歯科健康診査及び精神発達の検査、食欲不振及び諸習癖の相談、指導、予防接種実施の有無の確認等、多角的な健診を行い、併せて肢体不自由、知的障害、視力又は聴力障害等の早期発見に努め、適切な指導を行う。

【出典：小児保健福祉学】

*8 対処方法の一例は以下のとおりである。

① 微熱はあるが一般状態はよい場合

室内で静かに過ごせるようにする。

② 下痢をしている場合

症状に応じて栄養士に相談し、食事内容に配慮する。

③ 感染症の疑いがある場合

軽々しく病名を口にせず、医師の診察を進める。医師の指示を受け、保護者との連絡を密にする。はっきりしない場合は、別室での保育等を考える。

④ 登園時から具合の悪い子を受け入れた場合

緊急の連絡先を確認し、連絡が取りにくい場合は保護者の方から連絡を入れてもらうようにする。医師や看護師の指示を受け、適切な配慮を行う。

【出典：小児保健福祉学一部改変】

*9 身体発育評価には以下の方法がある。

〈パーセンタイル曲線〉

各月齢ないし年齢別発育値は1950年以降、10年ごとに厚生労働省から乳幼児身体発育値として発表されている。これは、全国から抽出された乳幼児の測定値をもとにしたものである。1980年以降、相対的順位を表すパーセンタイル値をもって示されている。このようなパーセンタイル曲線は多くの留意点に配慮のうえ利用されなければならないが、その主な点を列記する。

- ① 3パーセンタイル未満及び97パーセンタイルを超えるものについては、一応「発育の偏り」と判定して総合的な精密検査の対象とする。10パーセンタイル未満及び90パーセンタイルを超えるものについては十分な経過観察を行う。
- ② 10パーセンタイルから90パーセンタイルまでの範囲のものについては、現実の発育曲線がパーセンタイル曲線のどの区分帯を通過するか留意して、そのパターンを観察する必要がある。
- ③ 身長及び体重は、それぞれ別個のパーセンタイル曲線を利用するが、常に両者の関連を重視して評価しなければならない。
- ④ 実際の健康検査の頻度を考慮して、乳児、1歳児、2～5歳児と年齢区分幅を順次狭くしている。したがって、曲線の伸びの程度の判断には注意が必要である。
- ⑤ 2歳未満の乳幼児は仰臥位により2歳以上の幼児は立位により計測を実施しているため、2歳ちょうどの部分に段差があるので利用上留意する必要がある。

【出典：小児保健福祉学】

*10 調査項目や質問項目は、子どもを理解するのに必要な調査項目、質問項目を設定し、その情報を把握するとともに、その記録を整理、管理する必要がある。

*11 子どもと保護者との愛着関係、保護者の子どもへのかかわり方を観察する方法として、慣らし保育・体験入園等の実施があげられる。

*12 問題行動、行動障害については程度や頻度を加味しつつ、以下の点に注目する。

- ① 登園をいやがる ② 降園をいやがる ③ 友だち関係がうまくいかない。
- ④ 暴力を振う ⑤ 友だちをいじめる、いじめられる ⑥ かみつ
- ⑦ 保育者に異常に甘える ⑧ 赤ちゃんかえり ⑨ 泣く、ぐずる
- ⑩ 落ち着きがない ⑪ 怒る、かんしゃくを起こす ⑫ ことばが遅い・不明瞭
- ⑬ 場面によって話せない（選択性かん黙または場面かん黙）
- ⑭ 奇声をあげる ⑮ 悪い言葉・人の嫌がる言葉を使う ⑯ サイレントベビー

【出典：保育保健の基礎知識】

*13 以下のような癖について、一日の流れの中で、どの時間帯で、どんな条件の時に起こるか把握している。

- ① 指しゃぶり ② 爪かみ ③ 吃音 ④ チック ⑤ 頻尿 ⑥ 抜け毛
- ⑦ タオル等こだわりのあるものを離さない ⑧ 自傷行為 ⑨ 自慰 ⑩ 歯ぎしり

【出典：保育保健の基礎知識】

*14 保護者の不適切な養育（かかわり）について、以下のこと等に注目する。

- ① 地域の中で孤立している。
- ② 自分や他者に対して否定的な態度をとる。
- ③ 他者との関係が持てない。
- ④ 子どもに関する他者の意見に被害的・攻撃的になりやすい。
- ⑤ 子どもへの態度や言葉が拒否的である。
- ⑥ 子どもの扱いが乱暴、冷淡である。
- ⑦ 小さい子どもを残してよく外出する。
- ⑧ 子どもがなつかない、と言う。 等

【出典：小児保健福祉学】

*15 特に次のような親の場合は、虐待が疑われることもあるので、要注意。

- ① 親の子どもへの態度や言葉が否定的である。
- ② 子どもをたたく頻度が高い。
- ③ 育児についての一般的な知識がない、育児の知識が偏っている。
- ④ 子どもの過食を訴える。
- ⑤ 子どもが抱かれようとしても抱きあげない。
- ⑥ ほかのきょうだいに比べて、「この子はかわいくない」と言う。
- ⑦ 孤立している様子がかがえる。
- ⑧ うつ状態にある。

*16 身体的虐待：

- ① 殴る ② 蹴る ③ 投げ落とす ④ 首をしめる ⑤ 溺れさせる ⑥ 逆さ吊りにする
- ⑦ タバコの火やアイロンを押し付ける ⑧ 毒物を飲ませる

*17 性的虐待：

- ① 子どもに性交や性的行為を行うこと。父親（実父、継父）が娘を対象にすることが多い。
- ② 兄が妹にというようにきょうだい間でおきることもある。
- ③ 家庭外で、知人や見知らぬ人から性的暴力を受けることを性的虐待とみることもできる。

*18 心理的虐待：

- ① 「おまえなんかどうして産んだんだろうね」などとことばによる脅し。
- ② 子どもからののはたらきかけに応えない無視。
- ③ 拒否的な態度を示すこと。
- ④ 子どもを傷つける（心理的外傷を与える）。

*19 ネグレクト（放置、保護の怠慢）：

- ① 健康状態を損なうほどの不適切な養育
（例…家に監禁する、保育所に登園させない）。
- ② 子どもの危険についての重大な不注意
（例…重大な病気になっても医者に連れていかない、
十分な栄養を与えない、ひどく不潔なままにする）
- ③ 長時間、乳幼児を車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたりする事件もネグレクトの結果と言える。

【出典：厚生省児童家庭局企画・監修、子ども虐待防止の手引き】

*20 子どものサイン等は以下のもの等に注目する。

1. 乳児の場合

- ① 表情や反応が乏しく笑顔が少ない。
- ② 特別な病気もないのに体重の増加が悪い。
- ③ いつも不潔な状態である。
- ④ おびえた泣き方をする。
- ⑤ 不自然な傷、たばこなどによるやけどがある。
- ⑥ ときおり意識レベルが低下する。
- ⑦ 予防接種や健診を受けていない（母子健康手帳確認）。

2. 幼児の場合

- ① 表情が乏しい。
- ② 他の子どもや保育士等にうまく関われない。
- ③ かんしゃくが激しい。
- ④ 他児に対して乱暴である。
- ⑤ 言葉の発達が遅れている。
- ⑥ 不自然な傷や頻回な傷又は、たばこなどによるやけどがある。
- ⑦ 身長・体重の増加が悪い。
- ⑧ 衣服や身体が不潔である。
- ⑨ 基本的な生活習慣ができていない。
- ⑩ がつがつした食べ方をしたり、人に隠して食べたりなどの行動がみられる。
- ⑪ 虫歯が多い。
- ⑫ 衣服を脱ぐことに異常な不安をみせる。
- ⑬ 年齢に不相应な性的な言葉や性的な行為がみられる。
- ⑭ 他人との身体接触を異常にこわがる。

【出典：小児保健福祉学】

Ⅱ 家族の全体像を捉える

*1 相談に応じる際の配慮：

- ① 面接では、保護者の不安を軽減する努力をする。
- ② 保護者の自己決定を尊重する。
- ③ 非審判的態度^{*5}で接し、家族のこれまでの努力を最大限評価（コーピング）する。
- ④ 守秘義務を徹底することを保護者に明らかにし、知り得た情報の漏洩防止に努める。

*2 受容：

子どもや保護者のあるがままの現実（思想・態度・行動を含む）を、そのまま無条件に受け入れること。

【出典：社会福祉用語辞典 第3版】

*3 共感：

保護者が見たり、考えたり、感じたりしていることについて、保育士が、保護者の立場から理解を深めること。

【出典：社会福祉用語辞典 第3版】

*4 傾聴：

面接において保護者のペースで話してもらおうようにし、ただ聞いているだけではなく、あいづちを打ったり、一生懸命聞いていることが保護者に伝わるようにすること。

【出典：社会福祉用語辞典 第3版】

*5 非審判的態度：

保育士が自分の価値観や倫理的判断によって、子どもや保護者の行動や態度を批判したり、問題の発生原因について審判や非難しないこと。

*6 主訴：

保護者本人の具体的問題を訴え。面接の段階では、保護者の主訴を受け止め、それを大切にしながら、援助が必要な問題が何かを明確にしていく必要がある。

*7 対応例：

- ① 問題はいつから始まったのか？（どのくらいの期間に及ぶのか、どのくらいの頻度で生じるのか）を把握し、記録する。
- ② 問題が起こる状況について（いつ、どこで、誰が、どんな状況で）把握し、記録する。
- ③ 家族の問題に対する感情や姿勢はどうかを把握し、記録している。
- ④ 問題が生じてから生活にどのような変化（勤務時間が変更になり生活リズムが変わった、就職した結果、就労時間に見合った延長保育を行ってくれる保育所がない等）が生じたのかを把握し、記録している。
- ⑤ 問題に対処している主な家族は誰かを把握し、記録する。
- ⑥ 現在、どのような対処をしているのかを把握し、記録する。

*8 生活歴：

ある個人がこの世に生を受けてから生活歴を問われる時点までの歴史。どのような親の下で、どのような地に生まれ、誰にどのように育てられ、どのような教育を受け、どのように生計を立て、どのような生活を送ってきたかに関する情報。特に虐待を幼少の時に受けたり、DVを受けている保護者については、生活歴を聞くことにより、関係機関との連携を図る必要が出てくることが多い。

*9 家庭内での役割、家庭内での夫婦の連携、育児負担感や育児分担ができないことを訴えてきた場合、その声に傾聴し、受容するだけでも、保護者は救われたと感じる場合も多い。

*10 特に次のような親の場合は、虐待が疑われることもあるので、要注意。

- ① 親の子どもへの態度や言葉が否定的である。
- ② 子どもをたたく頻度が高い。
- ③ 育児についての一般的な知識がない、育児の知識が偏っている。
- ④ 子どもの過食を訴える。
- ⑤ 子どもが抱かれようとしても抱きあげない。
- ⑥ ほかのきょうだいに比べて、「この子はかわいくない」と言う。
- ⑦ 孤立している様子がかがえる。
- ⑧ うつ状態にある。

*11 権利：

憲法で保障されている基本的人権（第11条）、幸福追求権（第13条）、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（第25条）、教育権（第26条）、勤労権（第27条）、労働基本権（第28条）などが基本的に守られているかどうかをはじめ、地域社会から差別をされずに生活する権利、個別ケアを受ける権利、個別の問題等に対して質の高いサービスを受ける権利、自己決定・自己選択する権利、利用者が必要とする事柄についてわかりやすい情報提供を受ける権利、意見・質問・苦情を表明する権利、プライバシーの保護に関する権利である。

*ただし子どもへの虐待を行っている親やDVを行っている夫が、「知る権利」を振りかざし子どもが措置されている施設や母子が保護されている施設を尋ねてもその権利は尊重されない。

施設においては、夫婦間のトラブルで親権をどちらにするのかが問題になるケースも多い。そのため、親権を必ず確認して、保護者以外の人がお迎えや問い合わせがあっても、「そのようなご質問にはお答えできません。」等、対応する。

Ⅲ 子どもを取り巻く望ましい環境

*1 工夫の例：

- ① 手洗い場に台、便座に台、座面の高さの調節のできる椅子（工夫がされていればよい。）
- ② 昼間の保育時間、昼寝の時間、夜の睡眠時間により適した照明に調整している。
- ③ 音や声の大きさに配慮し、場面に応じた静かな時間がある。

*2 乳児期に汗をかくことで汗腺が発達する、寒さに慣れておくと風邪の予防になる、室内外の温度差を極端にすると、逆に体調管理ができなくなることを念頭に置いて、適切な温度・湿度管理をする。

*3 環境ホルモンや農薬など取り除ききれないものもある。が、環境ホルモンの性質によっては玩具・食器の選択・管理の仕方でも溶出しにくい、などの物質があるので管理を適切に行う。それらに関する情報を得る機会を作る。

*4 次の①～④を参考にする。

- ① けが・発病など子どもの体調の変化時の対応（職場に連絡をする時は保育所からと名乗っていいのか、まず誰に連絡を入れるか、次に連絡するのは誰か、連絡内容を決めておく。様子を見れる程度の時、緊急に迎えにきてもらう必要がある時、受診先に迎えにきてもらう時、など。パターンを想定しておく）
- ② 警報発令時の対応（何時の時点でどの種類の警報が発令した時、どのような対応なのか。開所前なら休園なのか、最低限の保育は確保しているのか、開所時間内なら、お迎えの要請の電話連絡をどのように入れるのか。）
- ③ 地震や火事などの対応、（近隣での避難所を凶面で渡す。「2）防犯・防災・緊急時対策があるか。③」参照）
- ④ 不審者が出没した時の対応など（付近を不審者が出没している旨の情報がいった場合、出入り口の管理を決めてある。侵入者があった時のマニュアルは別個用意されている）。

*5 大きな声で声をかけない、物語をききながら・その日のあったことを静かに聞いたり、話したりする、横になって体を休めるなど

*6 散歩に出かける日でも、疲れた様子の子どもの多ければ、活動をかえる、天気が悪い日が続けば、天気のいい日には予定を変更して戸外の活動を取り入れるなど。

*7 配慮の例：

- ① 旬のものに触れる機会を多くし、そのことを食事中的話題に乗せて季節感を養う。
- ② 食事時のマナーや好き嫌いへの対応について、無理に食べさせることで食事自体を嫌いにならないように、しかし、残すことの是非も職員間ですり合わせて共有し実践する。
- ③ 食事中、子どもたちが楽しくほっとしながら食べる時間として会話を楽しむなど和やかな雰囲気を心がけている。
- ④ 什器（食器）の安全性（子どもにとっての使いやすさ、割れやすさ、環境ホルモンなど）に配慮し、子どもが自分で食事しやすいサイズの食器や家具を使っている。

- ⑤ 割れるものを使うことで、乱暴に扱うと割れることを教える
- ⑥ マナーを教えることにつながることを大事にする。
- ⑦ 割れないものを使うことで安全性を大事にする。
- ⑧ 年齢によって食器の素材・形状を使い分ける、家庭で使う食器に近いものにする

*8 第三者評価

〈第三者評価事業とは〉

- (1) 第三者評価事業とは、事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業のこと。
- (2) その目的は、個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることとともに、利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

【出典：福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書】(厚生労働省)
厚生労働省が作成し認定機関を支援するものと、自治体独自で作成しているものなどがある。

IV 関係機関との連携を強化する

- *1 連携とは、目的を同じくするものが、連絡、交渉、行動して、その目的達成に努めること。具体的に関係する専門機関については、福祉関係（児童相談所、児童福祉施設、福祉事務所、家庭児童相談室）、保健関係（保健所、市町村保健センター等）、医療関係（小児科、各種専門病院、休日夜間外来、救急病院、療育センター等）、保育関係（保育所、ファミリーサポートセンター、等）、教育関係（幼稚園、学校、教育委員会、教育相談所等）、司法、警察関係（家庭裁判所、弁護士、警察等）、その他、地方行政部局、NPO、各種ボランティアをさす。
- *2 ニーズとは、一般的には生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な欲求という意味で、欲求、必要、要求などと訳される。
【出典：社会福祉用語辞典 第3版】
- *3 ラポールとは、ソーシャルワークの直接的援助や心理カウンセリングにおいて、援助する側とされる側の間に結ばれる信頼関係のこと。この信頼関係を基礎にして、援助される側は心理的防衛を緩和し、自分について素直に話すことができ、専門的援助関係が確立される。
【出典：社会福祉用語辞典 第3版】
- *4 専門職とは、相談援助職員（児童福祉士、社会福祉主事、家庭相談員等）、直接援助職員（保育士、教諭、児童指導員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、母子指導員等）、各領域の専門職員（心理判定員、保健師、看護師、医師、栄養士、理学療法士等）管理専門職員（児童相談所長、児童福祉施設長等）をさす。

*5 ボランティアとは、参加者の任意による援助活動をさす。無償性、善意製、自発性に基づいて、技術援助、労力提供を行う民間奉仕者をいう。正規の教育活動によらない保育士養成所の学生、中学、高校のクラブ活動を含む。ボランティアの受け入れに関しては、その人の持っている個性や、特徴を発揮できる環境を整えることが必要である。ボランティアの受け入れ体制としては、担当制の明確化、オリエンテーションや反省会の実施、記録、手引書等の整備、ボランティアの希望を聞く機会があるなどである。

*6 ソーシャルサポートネットワークとは、社会福祉実践において、個人を取り巻く家族、親族、友人、近隣、ボランティア等による、インフォーマルな支援と、公的機関や、さまざまな専門職によるフォーマルな支援が行われる総体を指す。単なる社会資源の組織化にとどまるものではない。生活の主体である個人を、中心に位置付けることによって、日常生活に起こる諸問題の対応の実態を理解し、個人およびネットワーク全体の維持、成長を促進する意味を持つ。

【出典：社会福祉用語辞典 第3版】

*7 定期的とは年間を通じて計画的に行われること

*8 会議とは、市町村保健センターおよび、保健所との連絡会、保健所の巡回連絡会、療育センターとの療育連絡会等の外部との会議、園内での伝達会、職員会議、研修をさす。

*9 自己決定とは自己決定とは、サービス利用者が自らの意思で自らの方向を選択する事をいう。自己決定の原則は、利用者自身の人格を尊重し、自らの問題は自らが判断して決定していく自由が理念に基づいている。しかし、無条件に自由があるのではなく、自己決定能力の有無や、「公共の福祉」に反しない限りといった制限つきで自己決定権があるというのが一般的な見方である。自己決定は利用者を支援の過程に積極的に参加させることが大切という意味で、利用者の「参加の原則」として表すこともできる。

*10 地域性とは、子どもや家族が生活する基盤である地域、(小学校区等)において各種サービスの提供が必要という視点。

*11 利便性とは、実際にサービスの使いやすいかという視点(交通の便、受付時間が夜間に対応できるか。利用料、手続きの簡便さ、スタッフの対応等)

*12 個別性への配慮を行いながら、サービス利用によって子どもと家族にどのような変化が見られたかを把握し、以下のような方法によって次の支援に結びつけることが重要である

- ① 利用者の健康状態(精神的、肉体的)満足度について把握し、記録に残す。
- ② どの子ども、どの家族も、ともにみな一様ではない。利用者の話をよく聞き、好み、希望、価値観、生活信条、文化的背景を理解し、保護者の勤務状況や生活事情は様々であり、子どもの生活状況も多様であることを認める。
- ③ 子どもや保護者の個別事情や要望を聞いた後、決められた書式に記録する。
- ④ 利用者の情報や支援の状況(支援の進行状況、社会資源の活用の状況)は随時記録され、責任者が確認する。
- ⑤ 個別事情に変化があった場合は修正、加筆を行い、変化の経過がわかるようにする。

- ⑥ 直接援助を受ける子どもと保護者等利用者の変化が違う場合を見逃すことが無いように、常に子どもの視点に立った支援を心がける。
- ⑦ 会議の際、子どもと家族の個別性に関する情報は専門職間で共有化することによって支援に活用し、状況の変化を関係機関に報告することで支援の見直しに生かす。

*13 フィードバックとは評価結果や教訓・提言を活用し、支援の改善に役立てて行く過程である。この場合、評価の結果を対象の支援に改善に直接生かすもの。支援中間では当初の支援の見直し、支援終了時では、支援を終了するのか、延長、または別機関の支援につなげていくのか判断に活用する（意思決定プロセスへのフィードバック）。

*14 支援の進行状況、社会資源の活用の状況をさす。

*15 相談、助言の内容については必ず記録を残し、保育所内の関係職員間で事例検討会を行い、必要に応じて専門機関の助言が受けられる体制を整えておくことが必要である。

*16 子どもや家族の権利の危機例えば、虐待、家庭内暴力（DV）が疑われる場合、嘱託医、地域の児童相談所、福祉事務所、民生委員、児童委員、保健所、市町村保健センター等要保護児童対策連絡協議会（子どもを守るネットワーク）との連携を速やかに図る。また、連携に関して、子どもと家族が持つ権利に対して分かりやすく書面や口頭による説明を行う。

*17 虐待や暴力が疑われる場合でも、警察、司法関係機関や児童相談所と連携し、保育所としては、常に親子の立場に沿って援助する役割を担う。

*18 代替職員の配置、勤務時間の配慮

*19 子どもの権利とは、子どもは「生存権」「発達権」の他にも、「意思表明権」「信教の自由」といった市民的権利も有している。単に「最低限度の生活」を保障するだけでなく、子どもがより豊かに生きる権利を保障するという視点が必要である。社会福祉援助を必要とする子ども達は、権利を侵害されている場合が多い。子どもに関わる専門職として、子どもがどのような権利を有する存在なのか、「子どもの権利条約」、「児童憲章」から明確に把握する必要がある。

*20 守秘義務の徹底とは、法律上「主保義務の徹底とは秘密を固く守る義務」のことを指す。「徹底」とは、あるひとつの思想、態度などで全ての面を貫くこと。児童福祉法の一部改定にともなう「保育士資格の国家資格化」により、法律上も保育士の「守秘義務」が規定されることとなった。

*21 持ち出し時間、持ち出し人の記名、持ち出す場所の記録、返却の記録。